

## 独立行政法人会計基準等と国立大学法人会計基準等の新旧対照表(案)

※       は現行基準からの変更点を意味する。

独立行政法人会計基準及び注解 (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解 (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
1. 金融商品の時価等の開示に関する注記 2. 賃貸等不動産の時価等の開示に関する注記			
第 <u>7.9</u> 注記 1 (省略) 2 重要な会計方針に係る注記事項は、まとめて記載するものとする。他の注記事項についても、重要な会計方針の注記の次に記載することができる。(注 <u>5.1</u> ) (注 <u>5.2</u> )(注 <u>5.3</u> )(注 <u>5.4</u> )  <u>(新設)</u>	第 <u>8.0</u> 注記 1 (省略) 2 重要な会計方針に係る注記事項は、まとめて記載するものとする。他の注記事項についても、重要な会計方針の注記の次に記載することができる。(注 <u>5.4</u> ) (注 <u>5.5</u> )(注 <u>5.6</u> )(注 <u>5.7</u> )(注 <u>5.8</u> )(注 <u>5.9</u> )  <u>&lt;注5.8&gt;金融商品の時価等に関する注記</u> <u>保有する金融商品については、期末の時価等について注記する。</u>  <u>&lt;注5.9&gt;賃貸等不動産の時価等に関する注記</u> <u>賃貸等不動産を保有している場合には、期末の時価等について注記する。</u>	第 <u>7.6</u> 注記 1 (省略) 2 重要な会計方針に係る注記事項は、まとめて記載するものとする。他の注記事項についても、重要な会計方針の注記の次に記載することができる。(注 <u>4.7</u> ) (注 <u>4.8</u> )(注 <u>4.9</u> )(注 <u>4.9</u> の2)  <u>(新設)</u>	第 <u>7.7</u> 注記 1 (省略) 2 重要な会計方針に係る注記事項は、まとめて記載するものとする。他の注記事項についても、重要な会計方針の注記の次に記載することができる。(注 <u>5.0</u> ) (注 <u>5.1</u> )(注 <u>5.2</u> )(注 <u>5.2</u> の2)(注 <u>5.3</u> )(注 <u>5.4</u> )  <u>&lt;注5.3&gt;金融商品の時価等に関する注記</u> <u>保有する金融商品については、期末の時価等について注記する。</u>  <u>&lt;注5.4&gt;賃貸等不動産の時価等に関する注記</u> <u>賃貸等不動産を保有している場合には、期末の時価等について注記する。</u>
3. 資産除去債務の会計処理			
第 <u>1.5</u> 流動負債 次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。(注9) (1)～(13) (省略) <u>(新設)</u>  <u>(14)</u> その他の負債で一年以内に支払又は返済されると認められるもの	第 <u>1.5</u> 流動負債 次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。(注9) (1)～(13) (省略) <u>(14) 資産除去債務で一年以内に履行が見込まれるもの</u> <u>(15)</u> その他の負債で一年以内に支払又は返済されると認められるもの	第 <u>1.6</u> 流動負債 次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。(注9) (1)～(17) (省略) <u>(新設)</u>  <u>(18)</u> その他の負債で一年以内に支払われ又は返済されると認められるもの	第 <u>1.6</u> 流動負債 次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。(注9) (1)～(17) (省略) <u>(18) 資産除去債務で一年以内に履行が見込まれるもの</u> <u>(19)</u> その他の負債で一年以内に支払われ又は返済されると認められるもの

独立行政法人会計基準及び注解 (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解 (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
<p>第 1 6 固定負債</p> <p>次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。(注 9)</p> <p>(1)～(8) (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(9) その他の負債で流動負債に属しないもの</u></p>	<p>第 1 6 固定負債</p> <p>次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。(注 9)</p> <p>(1)～(8) (省略)</p> <p><u>(9) 資産除去債務。ただし、流動負債として計上されるものを除く。</u></p> <p><u>(10) その他の負債で流動負債に属しないもの</u></p>	<p>第 1 5 固定負債</p> <p>次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。(注 9)</p> <p>(1)～(10) (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(11) その他の負債で流動負債に属しないもの</u></p>	<p>第 1 5 固定負債</p> <p>次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。(注 9)</p> <p>(1)～(10) (省略)</p> <p><u>(11) 資産除去債務。ただし、流動負債として計上されるものを除く。</u></p> <p><u>(12) その他の負債で流動負債に属しないもの</u></p>
<p>第 2 0 費用の定義</p> <p>&lt;注 1 4&gt; 独立行政法人の費用の定義から除かれる事例について</p> <p>資本取引として独立行政法人の費用から除外されるものの例は、以下のとおり。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第 2 0 費用の定義</p> <p>&lt;注 1 4&gt; 独立行政法人の費用の定義から除かれる事例について</p> <p>資本取引として独立行政法人の費用から除外されるものの例は、以下のとおり。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p><u>(4) 「第 9 1 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額</u></p>	<p>第 2 0 費用の定義</p> <p>&lt;注 1 3&gt; 国立大学法人等の費用の定義から除かれる事例について</p> <p>資本取引として国立大学法人等の費用から除外されるものの例は、以下のとおり。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第 2 0 費用の定義</p> <p>&lt;注 1 3&gt; 国立大学法人等の費用の定義から除かれる事例について</p> <p>資本取引として国立大学法人等の費用から除外されるものの例は、以下のとおり。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p><u>(4) 「第 8 9 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額</u></p>
<p>第 2 4 行政サービス実施コスト</p> <p>次に掲げるコストは、行政サービス実施コストに属するものとする。</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第 2 4 行政サービス実施コスト</p> <p>次に掲げるコストは、行政サービス実施コストに属するものとする。</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p><u>(7) 「第 9 1 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額</u></p>	<p>第 2 4 国立大学法人等業務実施コスト</p> <p>次に掲げるコストは、国立大学法人等業務実施コストに属するものとする。</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第 2 4 国立大学法人等業務実施コスト</p> <p>次に掲げるコストは、国立大学法人等業務実施コストに属するものとする。</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p><u>(7) 「第 8 9 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額</u></p>
<u>(新設)</u>	<p><u>第 3 9 資産除去債務に係る会計処理</u></p> <p><u>1 資産除去債務は、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって発生した時に負債として計上する。なお、資産除去債務の発生時に、当該債務の金額を合理的に見積もることができない場合</u></p>	<u>(新設)</u>	<p><u>第 3 6 資産除去債務に係る会計処理</u></p> <p><u>1 資産除去債務は、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって発生した時に負債として計上する。なお、資産除去債務の発生時に、当該債務の金額を合理的に見積もることができない場合</u></p>

独立行政法人会計基準及び注解 (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解 (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
	<p>には、これを計上せず、当該債務額を合理的に見積もることができるようになつた時点で負債として計上するものとする。 (注36)(注37)(注38)</p> <p>2 資産除去債務はそれが発生した時に、有形固定資産の除去に要する割引前の将来キャッシュ・フローを見積り、割引後の金額(割引価値)で算定する。</p> <p>3 資産除去債務に対応する除去費用は、資産除去債務を負債として計上した時に、当該負債の計上額と同額を、関連する有形固定資産の帳簿価額に加える。資産計上された資産除去債務に対応する除去費用は、減価償却を通じて、当該有形固定資産の残存耐用年数にわたり、各期に費用配分するものとする。</p> <p>4 時の経過による資産除去債務の調整額は、その発生時の費用として処理する。当該調整額は、期首の負債の帳簿価額に当初負債計上時の割引率を乗じて算定するものとする。</p> <p>&lt;注36&gt; 資産除去債務について</p> <p>1 資産除去債務とは、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関する法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものという。この場合の法律上の義務及びそれに準ずるものは、有形固定資産を除去する義務のほか、有形固定資産の除去そのものは義務でなくとも、有形固定資産を除去する際に当該有形固定資産に使用されている有害物質等を法律等の要求による特別の方法で除去するという義務も含まれる。</p>		<p>には、これを計上せず、当該債務額を合理的に見積もることができるようになつた時点で負債として計上するものとする。 (注31)(注32)(注33)</p> <p>2 資産除去債務はそれが発生した時に、有形固定資産の除去に要する割引前の将来キャッシュ・フローを見積り、割引後の金額(割引価値)で算定する。</p> <p>3 資産除去債務に対応する除去費用は、資産除去債務を負債として計上した時に、当該負債の計上額と同額を、関連する有形固定資産の帳簿価額に加える。資産計上された資産除去債務に対応する除去費用は、減価償却を通じて、当該有形固定資産の残存耐用年数にわたり、各期に費用配分するものとする。</p> <p>4 時の経過による資産除去債務の調整額は、その発生時の費用として処理する。当該調整額は、期首の負債の帳簿価額に当初負債計上時の割引率を乗じて算定するものとする。</p> <p>&lt;注31&gt; 資産除去債務について</p> <p>1 資産除去債務とは、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関する法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものという。この場合の法律上の義務及びそれに準ずるものは、有形固定資産を除去する義務のほか、有形固定資産の除去そのものは義務でなくとも、有形固定資産を除去する際に当該有形固定資産に使用されている有害物質等を法律等の要求による特別の方法で除去するという義務も含まれる。</p>

独立行政法人会計基準及び注解 (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解 (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
	<p><u>2 有形固定資産の除去とは、有形固定資産を用役提供から除外することをいう(一時的に除外する場合を除く。)。除去の具体的な態様としては、売却、廃棄、リサイクルその他の方法による処分等が含まれるが、転用や用途変更は含まれない。</u></p> <p><u>&lt;注37&gt; 除去費用等の損益計算書上の表示について</u></p> <p><u>1 資産計上された資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額は、当該資産除去債務に関連する有形固定資産の減価償却費と同じ区分に含めて計上する。</u></p> <p><u>2 資産除去債務の履行時に認識される資産除去債務残高と資産除去債務の決済のために実際に支払われた額との差額は、原則として、当該資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額と同じ区分に含めて計上する。</u></p> <p><u>&lt;注38&gt; 資産除去債務に係る注記について</u></p> <p><u>資産除去債務の会計処理に関連して、次の事項を注記する。</u></p> <p><u>(1) 資産除去債務の内容についての簡潔な説明</u></p> <p><u>(2) 支出発生までの見込期間、適用した割引率等の前提条件</u></p> <p><u>(3) 資産除去債務の総額の期中における増減内容</u></p> <p><u>(4) 資産除去債務の見積りを変更したときは、その変更の概要及び影響額</u></p> <p><u>(5) 資産除去債務は発生しているが、その債務を合理的に見積もることができない</u></p>		<p><u>2 有形固定資産の除去とは、有形固定資産を用役提供から除外することをいう(一時的に除外する場合を除く。)。除去の具体的な態様としては、売却、廃棄、リサイクルその他の方法による処分等が含まれるが、転用や用途変更は含まれない。</u></p> <p><u>&lt;注32&gt; 除去費用等の損益計算書上の表示について</u></p> <p><u>1 資産計上された資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額は、当該資産除去債務に関連する有形固定資産の減価償却費と同じ区分に含めて計上する。</u></p> <p><u>2 資産除去債務の履行時に認識される資産除去債務残高と資産除去債務の決済のために実際に支払われた額との差額は、原則として、当該資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額と同じ区分に含めて計上する。</u></p> <p><u>&lt;注33&gt; 資産除去債務に係る注記について</u></p> <p><u>資産除去債務の会計処理に関連して、次の事項を注記する。</u></p> <p><u>(1) 資産除去債務の内容についての簡潔な説明</u></p> <p><u>(2) 支出発生までの見込期間、適用した割引率等の前提条件</u></p> <p><u>(3) 資産除去債務の総額の期中における増減内容</u></p> <p><u>(4) 資産除去債務の見積りを変更したときは、その変更の概要及び影響額</u></p> <p><u>(5) 資産除去債務は発生しているが、その債務を合理的に見積もることができない</u></p>

独立行政法人会計基準及び注解 (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解 (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
	ため、貸借対照表に資産除去債務を計上していない場合には、当該資産除去債務の概要、合理的に見積もることができない旨及びその理由		ため、貸借対照表に資産除去債務を計上していない場合には、当該資産除去債務の概要、合理的に見積もことができない旨及びその理由
<p>第<u>5_6</u> 負債の表示項目</p> <p>1 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。</p> <p>(1)～(14) (省略) <u>(新設)</u></p> <p>(15) その他</p> <p>2 固定負債に属する負債は次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (省略) <u>(新設)</u></p> <p>(8) その他</p>	<p>第<u>5_7</u> 負債の表示項目</p> <p>1 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。</p> <p>(1)～(14) (省略)</p> <p><u>(15) 資産除去債務</u></p> <p><u>(16) その他</u></p> <p>2 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p><u>(8) 資産除去債務</u></p> <p><u>(9) その他</u></p>	<p>第<u>5_3</u> 負債の表示項目</p> <p>1 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。</p> <p>(1)～(9) (省略) <u>(新設)</u></p> <p>(10) その他</p> <p>2 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。</p> <p>(1)～(17) (省略) <u>(新設)</u></p> <p>(18) その他</p>	<p>第<u>5_4</u> 負債の表示項目</p> <p>1 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。</p> <p>(1)～(9) (省略)</p> <p><u>(10) 資産除去債務</u></p> <p><u>(11) その他</u></p> <p>2 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。</p> <p>(1)～(17) (省略)</p> <p><u>(18) 資産除去債務</u></p> <p><u>(19) その他</u></p>
<p>第<u>5_7</u> 純資産の表示項目</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 資本剰余金は、資本剰余金の総額を表示するとともに、「第<u>8_6</u> 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の損益外減価償却相当額の累計額又は損益外減損損失相当額の累計額を、それぞれ損益外減價償却累計額又は損益外減損損失累計額として控除して表示しなければならない。(注<u>4_0</u>)</p>	<p>第<u>5_8</u> 純資産の表示項目</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 資本剰余金は、資本剰余金の総額を表示するとともに、「第<u>8_7</u> 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の損益外減価償却相当額の累計額又は損益外減損損失相当額の累計額及び「第<u>9_1</u> 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る損益外減価償却相当額の累計額及び損益外利息費用相当額の累計額を、それぞれ損益外減価償却累計額、損益外減損損失累計額及び損益外利息費用累計額として控除して</p>	<p>第<u>5_4</u> 純資産の表示項目</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 資本剰余金は、資本剰余金の総額を表示するとともに、「第<u>8_3</u> 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の損益外減価償却相当額の累計額又は損益外減損損失相当額の累計額を、それぞれ損益外減価償却累計額又は損益外減損損失累計額として控除して表示しなければならない。(注<u>3_7</u>) (以下省略)</p>	<p>第<u>5_5</u> 純資産の表示項目</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 資本剰余金は、資本剰余金の総額を表示するとともに、「第<u>8_4</u> 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の損益外減価償却相当額の累計額又は損益外減損損失相当額の累計額及び「第<u>8_9</u> 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る損益外減価償却相当額の累計額及び損益外利息費用相当額の累計額を、それぞれ損益外減価償却累計額、損益外減損損失累計額及び損益外利息費用累計額として控除して</p>

独立行政法人会計基準及び注解 (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解 (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
	表示しなければならない。(注 <a href="#">4_3</a> ) (以下省略)		表示しなければならない。(注 <a href="#">4_0</a> ) (以下省略)
<b>第 5_8 貸借対照表の様式</b> 負債の部 I 流動負債 . . . . 引当金 (何)引当金 <a href="#">(新設)</a> II 固定負債 . . . . 引当金 退職給付引当金 追加退職給付引当金 (何)引当金 <a href="#">(新設)</a> 純資産の部 II 資本剩余额 資本剩余额 損益外減価償却累計額(一) 損益外減損損失累計額(一) <a href="#">(新設)</a> 民間出えん金 資本剩余额合計	<b>第 5_9 貸借対照表の様式</b> 負債の部 I 流動負債 . . . . 引当金 (何)引当金 <a href="#">資産除去債務</a> II 固定負債 . . . . 引当金 退職給付引当金 追加退職給付引当金 (何)引当金 <a href="#">資産除去債務</a> 純資産の部 II 資本剩余额 資本剩余额 損益外減価償却累計額(一) 損益外減損損失累計額(一) <a href="#">損益外利息費用累計額(一)</a> 民間出えん金 資本剩余额合計	<b>第 5_5 貸借対照表の様式</b> 負債の部 I 固定負債 . . . . 引当金 退職給付引当金 追加退職給付引当金 . . . . <a href="#">(新設)</a> II 流動負債 引当金 <a href="#">(新設)</a> 純資産の部 II 資本剩余额 資本剩余额 損益外減価償却累計額(一) 損益外減損損失累計額(一) <a href="#">(新設)</a> 民間出えん金 資本剩余额合計	<b>第 5_6 貸借対照表の様式</b> 負債の部 I 固定負債 . . . . 引当金 退職給付引当金 追加退職給付引当金 . . . . <a href="#">資産除去債務</a> II 流動負債 引当金 <a href="#">資産除去債務</a> 純資産の部 II 資本剩余额 資本剩余额 損益外減価償却累計額(一) 損益外減損損失累計額(一) <a href="#">損益外利息費用累計額(一)</a> 民間出えん金 資本剩余额合計
<b>第 6_6 表示区分</b> <注 <a href="#">4_5</a> >投資活動によるキャッシュ・フローの区分について 1 投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。 (1)～(6) (省略) <a href="#">(新設)</a>	<b>第 6_7 表示区分</b> <注 <a href="#">4_8</a> >投資活動によるキャッシュ・フローの区分について 1 投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。 (1)～(6) (省略) <a href="#">(7) 資産除去債務の履行による支出</a>	<b>第 6_3 表示区分</b> <注 <a href="#">4_1</a> >投資活動によるキャッシュ・フローの区分について 1 投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。 (1)～(8) (省略) <a href="#">(新設)</a> <a href="#">(9) 利息及び配当金の受取額</a>	<b>第 6_4 表示区分</b> <注 <a href="#">4_4</a> >投資活動によるキャッシュ・フローの区分について 1 投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。 (1)～(8) (省略) <a href="#">(9) 資産除去債務の履行による支出</a> <a href="#">(10) 利息及び配当金の受取額</a>

独立行政法人会計基準及び注解 (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解 (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
2 (省略)	2 (省略)	2 (省略)	2 (省略)
第 <u>6.8</u> キャッシュ・フロー計算書の様式 II 投資活動によるキャッシュ・フロー ・・・・ 施設費の精算による返還金の支出 <u>(新設)</u> ・・・・	第 <u>6.9</u> キャッシュ・フロー計算書の様式 II 投資活動によるキャッシュ・フロー ・・・・ 施設費の精算による返還金の支出 <u>資産除去債務の履行による支出</u> ・・・・	第 <u>6.5</u> キャッシュ・フロー計算書の様式 II 投資活動によるキャッシュ・フロー ・・・・ 金銭出資による支出 <u>(新設)</u> ・・・・	第 <u>6.6</u> キャッシュ・フロー計算書の様式 II 投資活動によるキャッシュ・フロー ・・・・ 金銭出資による支出 <u>資産除去債務の履行による支出</u> ・・・・
第 <u>6.9</u> 注記事項 <注 <u>4.8</u> >重要な非資金取引について キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。 (1)～(3) (省略) <u>(新設)</u>	第 <u>7.0</u> 注記事項 <注 <u>5.1</u> >重要な非資金取引について キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。 (1)～(3) (省略) <u>(4) 重要な資産除去債務の計上</u>	第 <u>6.6</u> 注記事項 <注 <u>4.4</u> >重要な非資金取引について キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。 (1)～(4) (省略) <u>(新設)</u>	第 <u>6.7</u> 注記事項 <注 <u>4.7</u> >重要な非資金取引について キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。 (1)～(4) (省略) <u>(5) 重要な資産除去債務の計上</u>
第 <u>7.5</u> 表示区分 1 行政サービス実施コスト計算書は、コストの発生原因ごとに、業務費用、損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額、引当外賞与見積額、引当外退職給付増加見積額、機会費用、(控除)法人税等及び国庫納付額に区分して表示しなければならない。 (以下省略)	第 <u>7.6</u> 表示区分 1 行政サービス実施コスト計算書は、コストの発生原因ごとに、業務費用、損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額、 <u>損益外利息費用相当額</u> 、損益外除売却差額相当額、引当外賞与增加見積額、引当外退職給付増加見積額、機会費用、(控除)法人税等及び国庫納付額に区分して表示しなければならない。 (以下省略)	第 <u>7.2</u> 表示区分 1 国立大学法人等業務実施コスト計算書は、コストの発生原因ごとに、業務費用、損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額、引当外賞与增加見積額、引当外退職給付増加見積額、機会費用及び国庫納付額に区分して表示しなければならない。 (以下省略)	第 <u>7.3</u> 表示区分 1 国立大学法人等業務実施コスト計算書は、コストの発生原因ごとに、業務費用、損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額、 <u>損益外利息費用相当額</u> 、損益外除売却差額相当額、引当外賞与增加見積額、引当外退職給付増加見積額、機会費用及び国庫納付額に区分して表示しなければならない。 (以下省略)
第 <u>7.6</u> 行政サービス実施コスト計算書の様式 I 業務費用 II 損益外減価償却相当額 III 損益外減損損失相当額 <u>(新設)</u> (以下省略)	第 <u>7.7</u> 行政サービス実施コスト計算書の様式 I 業務費用 II 損益外減価償却相当額 III 損益外減損損失相当額 <u>IV 損益外利息費用相当額</u> (以下省略)	第 <u>7.3</u> 国立大学法人等業務実施コスト計算書の様式 I 業務費用 II 損益外減価償却相当額 III 損益外減損損失相当額 <u>(新設)</u> (以下省略)	第 <u>7.4</u> 国立大学法人等業務実施コスト計算書の様式 I 業務費用 II 損益外減価償却相当額 III 損益外減損損失相当額 <u>IV 損益外利息費用相当額</u> (以下省略)

※青字・・・改訂箇所（第1回会議後の変更箇所）

独立行政法人会計基準及び注解 (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解 (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
<p>第<u>7_7</u> 注記事項</p> <p>&lt;注<u>4_9</u> &gt; 機会費用計算の注記について</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用は、資本金のうち政府出資金及び地方公共団体出資金の合計額に「第<u>8_0</u> 運営費交付金の会計処理」、「第<u>8_1</u> 施設費の会計処理」及び「第<u>8_2</u> 補助金等の会計処理」による会計処理を行った結果資本剰余金に計上された額を加算し、「第<u>8_6</u> 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却累計額(目的積立金を財源として取得した償却資産に係る損益外減価償却累計額を除く。)及び損益外減損損失累計額を控除した政府出資及び地方公共団体出資等の純額に一定の利率を乗じて計算する。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>第<u>7_8</u> 注記事項</p> <p>&lt;注<u>5_2</u> &gt; 機会費用計算の注記について</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用は、資本金のうち政府出資金及び地方公共団体出資金の合計額に「第<u>8_1</u> 運営費交付金の会計処理」、「第<u>8_2</u> 施設費の会計処理」及び「第<u>8_3</u> 補助金等の会計処理」による会計処理を行った結果資本剰余金に計上された額を加算し、「第<u>8_7</u> 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却累計額(目的積立金を財源として取得した償却資産に係る損益外減価償却累計額を除く。)、損益外減損損失累計額及び「第<u>9_1</u> 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却累計額及び損益外利息費用累計額を控除した政府出資及び地方公共団体出資等の純額に一定の利率を乗じて計算する。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>第<u>7_4</u> 注記事項</p> <p>&lt;注<u>4_5</u> &gt; 機会費用計算の注記について</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 政府出資等の機会費用は、資本金のうち政府出資金に「第<u>7_7</u> 運営費交付金等の会計処理」、「第<u>7_8</u> 施設費の会計処理」及び「第<u>7_9</u> 補助金等の会計処理」による会計処理を行った結果資本剰余金に計上された額を加算し、「第<u>8_3</u> 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却累計額(目的積立金を財源として取得した償却資産に係る損益外減価償却累計額を除く。)及び損益外減損損失累計額を控除した政府出資等の純額に一定の利率を乗じて計算する。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>第<u>7_5</u> 注記事項</p> <p>&lt;注<u>4_8</u> &gt; 機会費用計算の注記について</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 政府出資等の機会費用は、資本金のうち政府出資金に「第<u>7_8</u> 運営費交付金等の会計処理」、「第<u>7_9</u> 施設費の会計処理」及び「第<u>8_0</u> 補助金等の会計処理」による会計処理を行った結果資本剰余金に計上された額を加算し、「第<u>8_4</u> 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却累計額(目的積立金を財源として取得した償却資産に係る損益外減価償却累計額を除く。)及び損益外減損損失累計額及び「第<u>8_9</u> 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却累計額及び損益外利息費用累計額を控除した政府出資等の純額に一定の利率を乗じて計算する。</p> <p>(以下省略)</p>
<p>第<u>7_8</u> 附属明細書</p> <p>独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。(注<u>5_0</u>)</p> <p>(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費(「第<u>8_6</u> 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。)の明細並びに減損損失累計額</p> <p>(2)～(6) (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第<u>7_9</u> 附属明細書</p> <p>独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。(注<u>5_3</u>)</p> <p>(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費(「第<u>8_7</u> 特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第<u>9_1</u> 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。)の明細並びに減損損失累計額</p> <p>(2)～(6) (省略)</p> <p>(7) 資産除去債務の明細</p>	<p>第<u>7_5</u> 附属明細書</p> <p>国立大学法人等は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。(注<u>4_6</u>)</p> <p>(1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費(「第<u>8_3</u> 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。)並びに減損損失の明細</p> <p>(2)～(10) (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第<u>7_6</u> 附属明細書</p> <p>国立大学法人等は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。(注<u>4_9</u>)</p> <p>(1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費(「第<u>8_4</u> 特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第<u>8_9</u> 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。)並びに減損損失の明細</p> <p>(2)～(10) (省略)</p> <p>(11) 資産除去債務の明細</p>

独立行政法人会計基準及び注解 (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解 (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
<p><u>(7) 法令に基づく引当金等の明細</u></p> <p><u>(8) 保証債務の明細</u></p> <p><u>(9) 資本金及び資本剰余金の明細</u></p> <p><u>(10) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細</u></p> <p><u>(11) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細</u></p> <p><u>(12) 国等からの財源措置の明細</u></p> <p><u>(13) 役員及び職員の給与の明細</u></p> <p><u>(14) 開示すべきセグメント情報</u></p> <p><u>(15) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細</u></p>	<p><u>(8) 法令に基づく引当金等の明細</u></p> <p><u>(9) 保証債務の明細</u></p> <p><u>(10) 資本金及び資本剰余金の明細</u></p> <p><u>(11) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細</u></p> <p><u>(12) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細</u></p> <p><u>(13) 国等からの財源措置の明細</u></p> <p><u>(14) 役員及び職員の給与の明細</u></p> <p><u>(15) 開示すべきセグメント情報</u></p> <p><u>(16) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細</u></p>	<p><u>(11) 保証債務の明細</u></p> <p><u>(12) 資本金及び資本剰余金の明細</u></p> <p><u>(13) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細</u></p> <p><u>(14) 業務費及び一般管理費の明細</u></p> <p><u>(15) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細</u></p> <p><u>(16) 国等からの財源措置の明細</u></p> <p><u>(17) 役員及び教職員の給与の明細</u></p> <p><u>(18) 開示すべきセグメント情報</u></p> <p><u>(19) 寄附金の明細</u></p> <p><u>(20) 受託研究の明細</u></p> <p><u>(21) 共同研究の明細</u></p> <p><u>(22) 受託事業等の明細</u></p> <p><u>(23) 科学研究費補助金の明細</u></p> <p><u>(24) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細</u></p>	<p><u>(12) 保証債務の明細</u></p> <p><u>(13) 資本金及び資本剰余金の明細</u></p> <p><u>(14) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細</u></p> <p><u>(15) 業務費及び一般管理費の明細</u></p> <p><u>(16) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細</u></p> <p><u>(17) 国等からの財源措置の明細</u></p> <p><u>(18) 役員及び教職員の給与の明細</u></p> <p><u>(19) 開示すべきセグメント情報</u></p> <p><u>(20) 寄附金の明細</u></p> <p><u>(21) 受託研究の明細</u></p> <p><u>(22) 共同研究の明細</u></p> <p><u>(23) 受託事業等の明細</u></p> <p><u>(24) 科学研究費補助金の明細</u></p> <p><u>(25) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細</u></p>
<u>(新設)</u>	<p><u>第 9 1 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理</u></p> <p><u>独立行政法人が保有する有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用等（「第 3 9 資産除去債務に係る会計処理」において定める資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額をいう。以下同じ。）のうち、当該費用に対応すべき収益の獲得が予定されていないものとして特定された除去費用等については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。（注 6 8）</u></p> <p><u>&lt;注 6 8 &gt; 特定の除去費用等の会計処理について</u></p>	<u>(新設)</u>	<p><u>第 8 9 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理</u></p> <p><u>国立大学法人等が保有する有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用等（「第 3 6 資産除去債務に係る会計処理」において定める資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額をいう。以下同じ。）のうち、当該費用に対応すべき収益の獲得が予定されていないものとして特定された除去費用等については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。（注 6 3）</u></p> <p><u>&lt;注 6 3 &gt; 特定の除去費用等の会計処理について</u></p>

独立行政法人会計基準及び注解 (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解 (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
	<p><u>1 業務の財源を運営費交付金等に依存する</u>  <u>独立行政法人においては、除去費用等の</u>  <u>発生期間における当該費用については、</u>  <u>通常は運営費交付金等の算定対象とはな</u>  <u>らず、また、運営費交付金等に基づく収</u>  <u>益以外の収益によって充当することも必</u>  <u>ずしも予定されていない。このような除</u>  <u>去費用等については、各期間に対応させ</u>  <u>るべき収益が存在するものではなく、ま</u>  <u>た、独立行政法人の運営責任という観点</u>  <u>からも、その範囲外にあると考えること</u>  <u>也可能である。このため、このような除去費</u>  <u>用等は損益計算上の費用には計上せず、</u>  <u>独立行政法人の資本剰余金を直接減額す</u>  <u>ることによって処理するものとする。こ</u>  <u>の取扱いは、資産除去債務の負債計上時</u>  <u>までに別途特定された除去費用等に限り</u>  <u>行うものとする。</u></p> <p><u>2 貸借対照表の資本剰余金の区分において</u>  <u>は、「第 9 1 資産除去債務に係る特定の</u>  <u>除去費用等の会計処理」に基づく除去費</u>  <u>用に係る減価償却の費用配分額は損益外</u>  <u>減価償却相当額の累計額を、時の経過に</u>  <u>による資産除去債務の調整額は損益外利息</u>  <u>費用相当額の累計額をそれぞれ表示しな</u>  <u>ければならない。</u></p> <p><u>3 当該特定された除去費用等については、</u>  <u>資産除去の実行時において、その実際の</u>  <u>発生額を損益計算上の費用に計上するも</u>  <u>のとする。</u></p>		<p><u>1 業務の財源を運営費交付金等に依存する</u>  <u>国立大学法人等においては、除去費用等</u>  <u>の発生期間における当該費用については、</u>  <u>通常は運営費交付金等の算定対象とはな</u>  <u>らず、また、運営費交付金等に基づく収</u>  <u>益以外の収益によって充当することも必</u>  <u>ずしも予定されていない。このような除</u>  <u>去費用等については、各期間に対応させ</u>  <u>るべき収益が存在するものではなく、ま</u>  <u>た、国立大学法人等の運営責任という観点</u>  <u>からも、その範囲外にあると考えること</u>  <u>也可能である。このため、このような除去費</u>  <u>用等は損益計算上の費用には計上せず、</u>  <u>国立大学法人等の資本剰余金を直接減額</u>  <u>することによって処理するものとする。</u>  <u>この取扱いは、資産除去債務の負債計上</u>  <u>時までに別途特定された除去費用等に限</u>  <u>り行うものとする。</u></p> <p><u>2 貸借対照表の資本剰余金の区分において</u>  <u>は、「第 8 9 資産除去債務に係る特定の</u>  <u>除去費用等の会計処理」に基づく除去費</u>  <u>用に係る減価償却の費用配分額は損益外</u>  <u>減価償却相当額の累計額を、時の経過に</u>  <u>による資産除去債務の調整額は損益外利息</u>  <u>費用相当額の累計額をそれぞれ表示しな</u>  <u>ければならない。</u></p> <p><u>3 当該特定された除去費用等については、</u>  <u>資産除去の実行時において、その実際の</u>  <u>発生額を損益計算上の費用に計上するも</u>  <u>のとする。</u></p>

#### 4 . 独立行政法人及び持分法適用会社の会計処理の統一

第 <u>1 0 5</u> 会計処理の原則及び手續 1 同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、独立行政法人及び <u>特定関</u>	第 <u>1 0 9</u> 会計処理の原則及び手續 1 同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、独立行政法人及び <u>関係会</u>	第 <u>9 5</u> 会計処理の原則及び手續 1 同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、国立大学法人等及び <u>特定関</u>	第 <u>9 9</u> 会計処理の原則及び手續 1 同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、国立大学法人等及び <u>関係会</u>
---	---	--	--

※青字・・・改訂箇所（第1回会議後の変更箇所）

独立行政法人会計基準及び注解 (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解 (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
<p><u>連会社</u>が採用する会計処理の原則及び手続は、「第11章 独立行政法人固有の会計処理」に定めるものを除き、原則として独立行政法人の会計処理に統一しなければならない。(注<u>7_6</u>)</p> <p>2 会計処理の原則及び手続で独立行政法人及び<u>特定関連会社</u>との間で特に異なるものがあるときは、その概要を注記しなければならない。</p> <p>&lt;注<u>7_6</u>&gt;会計処理の統一について</p> <p>1 資産の評価方法及び固定資産の減価償却の方法についても、本来統一することが望ましいが、事務処理に多大の時間と労力を要するため、統一が困難な場合には、統一をしないことができる。</p> <p>2 <u>特定関連会社</u>に対する独立行政法人の出資が、当該<u>特定関連会社</u>が行う研究開発事業等に要する資金の供給として他の民間会社と共同して実施される場合であって、当該<u>特定関連会社</u>が、当該他の民間会社の持分法適用会社に該当するため、当該<u>関係会社</u>の会計処理が当該他の民間会社の会計処理に統一されており、独立行政法人の会計処理に統一することが困難な場合等合理的理由がある場合には、関係法人集団の財政状態及び運営状況に関する国民その他の利害関係者の判断を誤らせない限りにおいて、会計処理の統一を行わないことができる。</p> <p>3 上記の場合においては、会計処理の統一が困難な理由、統一されていない会計処理の概要を注記しなければならない。</p>	<p><u>社</u>が採用する会計処理の原則及び手続は「第11章 独立行政法人固有の会計処理」に定めるものを除き、原則として独立行政法人の会計処理に統一ならない。(注<u>8_5</u>)</p> <p>2 会計処理の原則及び手続で独立行政法人及び<u>関係会社</u>との間で特に異なるものがあるときは、その概要を注記しなければならない。</p> <p>&lt;注<u>8_5</u>&gt;会計処理の統一について</p> <p>1 資産の評価方法及び固定資産の減価償却の方法についても、本来統一することが望ましいが、事務処理に多大の時間と労力を要するため、統一が困難な場合には、統一をしないことができる。</p> <p>2 <u>関係会社</u>に対する独立行政法人の出資が、当該<u>関係会社</u>が行う研究開発事業等に要する資金の供給として他の民間会社と共同して実施される場合であって、当該<u>関係会社</u>が、当該他の民間会社の持分法適用会社に該当するため、当該<u>関係会社</u>の会計処理が当該他の民間会社の会計処理に統一されており、独立行政法人の会計処理に統一することが困難な場合等合理的理由がある場合には、関係法人集団の財政状態及び運営状況に関する国民その他の利害関係者の判断を誤らせない限りにおいて、会計処理の統一を行わないことができる。</p> <p>3 上記の場合においては、会計処理の統一が困難な理由、統一されていない会計処理の概要を注記しなければならない。</p>	<p><u>連会社</u>が採用する会計処理の原則及び手続は、「第11章 国立大学法人等固有の会計処理」に定めるものを除き、原則として国立大学法人等の会計処理に統一しなければならない。(注<u>6_3</u>)</p> <p>2 会計処理の原則及び手続で国立大学法人等及び<u>特定関連会社</u>との間で特に異なるものがあるときは、その概要を注記しなければならない。</p> <p>&lt;注<u>6_3</u>&gt; 会計処理の統一について</p> <p>1 資産の評価方法及び固定資産の減価償却の方法についても、本来統一することが望ましいが、事務処理に多大の時間と労力を要するため、統一が困難な場合には、統一をしないことができる。</p> <p>2 <u>特定関連会社</u>に対する国立大学法人等の出資が、当該<u>特定関連会社</u>が行う研究開発事業等に要する資金の供給として他の民間会社と共同して実施される場合であって、当該<u>特定関連会社</u>が、当該他の民間会社の持分法適用会社に該当するため、当該<u>特定関連会社</u>の会計処理が当該他の民間会社の会計処理に統一されており、国立大学法人等の会計処理に統一することが困難な場合等合理的理由がある場合には、関係法人集団の財政状態及び運営状況に関する国民その他の利害関係者の判断を誤らせない限りにおいて、会計処理の統一を行わないことができる。</p> <p>3 上記の場合においては、会計処理の統一が困難な理由、統一されていない会計処理の概要を注記しなければならない。</p>	<p><u>社</u>が採用する会計処理の原則及び手続は、「第11章 国立大学法人等固有の会計処理」に定めるものを除き、原則として国立大学法人等の会計処理に統一しなければならない。(注<u>7_2</u>)</p> <p>2 会計処理の原則及び手続で国立大学法人等及び<u>関係会社</u>との間で特に異なるものがあるときは、その概要を注記しなければならない。</p> <p>&lt;注<u>7_2</u>&gt; 会計処理の統一について</p> <p>1 資産の評価方法及び固定資産の減価償却の方法についても、本来統一することが望ましいが、事務処理に多大の時間と労力を要するため、統一が困難な場合には、統一をしないことができる。</p> <p>2 <u>関係会社</u>に対する国立大学法人等の出資が、当該<u>関係会社</u>が行う研究開発事業等に要する資金の供給として他の民間会社と共同して実施される場合であって、当該<u>関係会社</u>が、当該他の民間会社の持分法適用会社に該当するため、当該<u>関係会社</u>の会計処理が当該他の民間会社の会計処理に統一されており、国立大学法人等の会計処理に統一することが困難な場合等合理的理由がある場合には、関係法人集団の財政状態及び運営状況に関する国民その他の利害関係者の判断を誤らせない限りにおいて、会計処理の統一を行わないことができる。</p> <p>3 上記の場合においては、会計処理の統一が困難な理由、統一されていない会計処理の概要を注記しなければならない。</p>

独立行政法人会計基準及び注解 (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解 (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
<p><b>第128 連結財務諸表の注記</b> 連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。 (1)～(2) (省略) (3) 会計処理の原則及び手続等 ア (省略) イ <u>特定関連会社</u>の採用する会計処理の原則及び手続で国立大学法人等及び<u>特定関連会社</u>との間で特に異なるものがあるときは、その概要 (以下省略)</p>	<p><b>第132 連結財務諸表の注記</b> 連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。 (1)～(2) (省略) (3) 会計処理の原則及び手続等 ア (省略) イ <u>関係会社</u>の採用する会計処理の原則及び手続で独立行政法人及び<u>関係会社</u>との間で特に異なるものがあるときは、その概要 (以下省略)</p>	<p><b>第117 連結財務諸表の注記</b> 連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。 (1)～(2) (省略) (3) 会計処理の原則及び手続等 ア (省略) イ <u>特定関連会社</u>の採用する会計処理の原則及び手続で国立大学法人等及び<u>特定関連会社</u>との間で特に異なるものがあるときは、その概要 (以下省略)</p>	<p><b>第121 連結財務諸表の注記</b> 連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。 (1)～(2) (省略) (3) 会計処理の原則及び手続等 ア (省略) イ <u>関係会社</u>の採用する会計処理の原則及び手続で国立大学法人等及び<u>関係会社</u>との間で特に異なるものがあるときは、その概要 (以下省略)</p>

## 5. 連結損益計算書における表示区分の追加（少数株主損益調整前当期純利益の表示）

<b>第119 表示区分</b> 1 連結損益計算書は、経常損益計算及び純損益計算の区分を設けなければならない。 経常損益計算の区分は、連結法人の業務活動から生じた費用及び収益等を記載して経常損益を表示するものとする。 純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、臨時利益及び臨時損失を記載して税金等調整前当期純利益を表示し、これに法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額 <u>及び</u> 少数株主持分損益を加減して当期純損益を表示するものとする。 純損益計算の結果を受けて、目的積立金取崩額等を表示し、当期総利益を表示するものとする。 2 (省略)	<b>第123 表示区分</b> 1 連結損益計算書は、経常損益計算及び純損益計算の区分を設けなければならない。 経常損益計算の区分は、連結法人の業務活動から生じた費用及び収益等を記載して経常損益を表示するものとする。 純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、臨時利益及び臨時損失を記載して税金等調整前当期純利益を表示し、これに法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額 <u>を加減して、少数株主損益調整前当期純利益を表示する。これに、</u> 少数株主持分損益を加減して当期純損益を表示するものとする。 純損益計算の結果を受けて、目的積立金取崩額等を表示し、当期総利益を表示するものとする。 2 (省略)	<b>第108 表示区分</b> 1 連結損益計算書は、経常損益計算及び純損益計算の区分を設けなければならない。経常損益計算の区分は、連結法人の業務活動から生じた費用及び収益等を記載して経常損益を表示するものとする。 純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、臨時利益及び臨時損失を記載して税金等調整前当期純利益を表示し、これに法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額 <u>及び</u> 少数株主持分損益を加減して当期純損益を表示するものとする。 純損益計算の結果を受けて、目的積立金取崩額等を表示し、当期総利益を表示するものとする。 2 (省略)	<b>第112 表示区分</b> 1 連結損益計算書は、経常損益計算及び純損益計算の区分を設けなければならない。経常損益計算の区分は、連結法人の業務活動から生じた費用及び収益等を記載して経常損益を表示するものとする。 純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、臨時利益及び臨時損失を記載して税金等調整前当期純利益を表示し、これに法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額 <u>を加減して、少数株主損益調整前当期純利益を表示する。これに、</u> 少数株主持分損益を加減して当期純損益を表示するものとする。 純損益計算の結果を受けて、目的積立金取崩額等を表示し、当期総利益を表示するものとする。 2 (省略)
--	--	--	--

独立行政法人会計基準及び注解 (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解 (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
6. リース取引に関する会計基準の改正に伴う注解記載事項の削除			
第33 リース資産の会計処理 <注25> <u>リース資産の表示方法</u> について 1 ファイナンス・リース取引とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借り手が、当該契約に基づき使用する物件(以下「リース物件」という。)からもたらされる経済的便益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。オペレーティング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。 2 独立行政法人におけるファイナンス・リース取引の会計基準については、独立行政法人が公共性等共通の性格を持ち、一の統一した制度の下に存在するものであって、その比較可能性を考慮した場合、企業会計原則では認められている「通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理」を選択的に認めることは適切ではないことから、通常の売買取引に係る方法に準じた処理を行うものとする。	第33 リース資産の会計処理 <注25> <u>リース取引</u> について ファイナンス・リース取引とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借り手が、当該契約に基づき使用する物件(以下「リース物件」という。)からもたらされる経済的便益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。オペレーティング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。 2 (削除)	第29 リース資産の会計処理 <注20> <u>リース資産の表示方法</u> について ファイナンス・リース取引とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借り手が、当該契約に基づき使用する物件(以下「リース物件」という。)からもたらされる経済的便益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。オペレーティング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。 国立大学法人会計基準及び注解には、当初から記載がないため、変更はない。	第29 リース資産の会計処理 <注20> <u>リース取引</u> について ファイナンス・リース取引とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借り手が、当該契約に基づき使用する物件(以下「リース物件」という。)からもたらされる経済的便益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。オペレーティング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。
7. 不要財産の国庫納付に関する会計処理			
第19 資本金等 <注13>民間出えん金について 1 (省略) 2 資本剰余金として計上した民間出えん金は、出えんに係る事業が終了した場合等、出えんを募った際の条件に基づき出	第19 資本金等 <注13>民間出えん金について 1 (省略) 2 資本剰余金として計上した民間出えん金は、出えんに係る事業が終了した場合等、出えんを募った際の条件に基づき出	第19 資本金等 <注12>民間出えん金について 1 (省略) 2 資本剰余金として計上した民間出えん金は、出えんに係る事業が終了した場合等、出えんを募った際の条件に基づき出	第19 資本金等 <注12>民間出えん金について 1 ( 国立大学法人等は、独立行政法人通則法の不要財産の国庫納付等について定めた条文を準用しない場合等、出えんを募った際の条件に基づき出

独立行政法人会計基準及び注解 (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解 (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
えん者に払い戻す場合を除き、取り崩すことはできない。	えん者に払い戻す場合、 <u>又は通則法第46条の2の規定に基づき政府からの支出による不要財産に係るものとして国庫納付する場合</u> を除き、取り崩すことはできない。	えん者に払い戻す場合を除き、取り崩すことはできない。	えん者に払い戻す場合を除き、取り崩すことはできない。
第27 有価証券の評価基準及び評価方法 <注23>満期保有目的の債券の保有目的の変更について  満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合には、次に掲げる場合を除き当該売却した債券と同じ事業年度に購入した残りの満期保有目的の債券の全てについて、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券に振り替えなければならない。  (1)～(2) (省略) <u>(新設)</u>	第27 有価証券の評価基準及び評価方法 <注23>満期保有目的の債券の保有目的の変更について  満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合には、次に掲げる場合を除き当該売却した債券と同じ事業年度に購入した残りの満期保有目的の債券の全てについて、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券に振り替えなければならない。  (1)～(2) <u>(3) 通則法第46条の2の規定に基づく不要財産に係る国庫納付又は同法第46条の3の規定に基づく不要財産に係る民間等出資の払戻しをするために売却した場合</u>	第31 有価証券の評価基準及び評価方法 <注25>満期保有目的の債券の保有目的の変更について  満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合には、次に掲げる場合を除き、当該売却した債券と同じ事業年度に購入した残りの満期保有目的の債券の全てについて、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券に振り替えなければならない。  (1)～(2) (省略)	第31 有価証券の評価基準及び評価方法 <注25>満期保有目的の債券の保有目的の変更について  満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合には、次に掲げる場合を除き、当該売却した債券と同じ事業年度に購入した残りの満期保有目的の債券の全てについて、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券に振り替えなければならない。  (1)～(2) (省略)
第66 表示区分 <注46>財務活動によるキャッシュ・フローの区分について  財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。  (1)～(7) (省略) <u>(新設)</u>  (8) 民間出えん金（「第84 寄附金の会計処理」により、資本剰余金に計上される寄附金に限る。）の受入による収入	第67 表示区分 <注49>財務活動によるキャッシュ・フローの区分について  財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。  (1)～(7) (省略) <u>(8) 不要財産に係る国庫納付等による支出</u> <u>(9) 民間出えん金（「第84 寄附金の会計処理」により、資本剰余金に計上される寄附金に限る。）の受入による収入</u>	第63 表示区分 <注42>財務活動によるキャッシュ・フローの区分について  財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。  (1)～(7) (省略)	第64 表示区分 <注45>財務活動によるキャッシュ・フローの区分について  財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、 国立大学法人等は、独立行政法人通則法の不要財産の国庫納付等について定めた条文を準用しないため、変更はない。  (1)～(7) (省略)  (8) 民間出えん金（「第81 寄附金の会計処理」により、資本剰余金に計上される寄附金に限る。）の受入による収入  (9) 利息の支払額

独立行政法人会計基準及び注解 (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解 (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
<p>第<u>6_8</u> キャッシュ・フロー計算書の様式</p> <p>Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>・・・・・</p> <p>金銭出資の受入れによる収入</p> <p><u>不要財産に係る国庫納付等による支出</u></p> <p>民間出えん金の受入による収入</p> <p>・・・・・</p>	<p>第<u>6_9</u> キャッシュ・フロー計算書の様式</p> <p>Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>・・・・・</p> <p>金銭出資の受入れによる収入</p> <p><u>不要財産に係る国庫納付等による支出</u></p> <p>民間出えん金の受入による収入</p> <p>・・・・・</p>	<p>第<u>6_5</u> キャッシュ・フロー計算書の様式</p> <p>Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>・・・・・</p> <p>金銭出資の受入れによる収入</p> <p>民間出えん金の受入による収入</p> <p>・・・・・</p>	<p>第<u>6_6</u> キャッシュ・フロー計算書の様式</p> <p>Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>国立大学法人等は、独立行政法人通則法の不要財産の国庫納付等について定めた条文を準用しないため、変更はない。</p> <p>民間出えん金の受入による収入</p> <p>・・・・・</p>
<p>第<u>6_9</u> 注記事項</p> <p>&lt;注<u>4_8</u>&gt;重要な非資金取引について</p> <p>キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。</p> <p>(1) 現物出資の受入による資産の取得</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) 資産の交換</p> <p>(以下省略)</p>	<p>第<u>7_0</u> 注記事項</p> <p>&lt;注<u>5_1</u>&gt;重要な非資金取引について</p> <p>キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。</p> <p>(1) 現物出資の受入による資産の取得</p> <p><u>(2) 不要財産の現物による国庫納付又は払戻しによる資産の減少</u></p> <p><u>(3) 資産の交換</u></p> <p>(以下省略)</p>	<p>第<u>6_4</u> 注記事項</p> <p>&lt;注<u>4_4</u>&gt;重要な非資金取引について</p> <p>キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。</p> <p>(1) 現物出資の受入れによる資産の取得</p> <p>(2) 資産の交換</p> <p>(以下省略)</p>	<p>第<u>6_5</u> 表示方法</p> <p>&lt;注<u>4_7</u>&gt;重要な非資金取引について</p> <p>キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。</p> <p>(1) 現物出資の受入れによる資産の取得</p> <p>(2) 資産の交換</p> <p>(以下省略)</p>
<p>第<u>7_5</u> 表示区分</p> <p>1 行政サービス実施コスト計算書は、コストの発生原因ごとに、業務費用、損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額、損益外利息費用相当額、引当外賞与見積額、引当外退職給付増加見積額、機会費用、(控除) 法人税等及び国庫納付額に区分して表示しなければならない。</p> <p>2 ~ 4 (省略)</p>	<p>第<u>7_6</u> 表示区分</p> <p>1 行政サービス実施コスト計算書は、コストの発生原因ごとに、業務費用、損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額、損益外利息費用相当額、<u>損益外除売却差額相当額</u>、引当外賞与見積額、引当外退職給付増加見積額、機会費用、(控除) 法人税等及び国庫納付額に区分して表示しなければならない。</p> <p>2 ~ 4 (省略)</p>	<p>第<u>7_2</u> 表示区分</p> <p>1 国立大学法人等業務実施コスト計算書は、コストの発生原因ごとに、業務費用、損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額、引当外賞与增加見積額、引当外退職給付増加見積額、機会費用及び国庫納付額に区分して表示しなければならない。</p> <p>2 ~ 4 (省略)</p>	<p>第<u>7_3</u> 表示区分</p> <p>1 国立大学法人等業務実施コスト計算書は、コストの発生原因ごとに、業務費用、損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額、損益外利息費用相当額、<u>損益外除売却差額相当額</u>、引当外賞与增加見積額、引当外退職給付増加見積額、機会費用及び国庫納付額に区分して表示しなければならない。</p> <p>2 ~ 4 (省略)</p>
<p>第<u>7_6</u> 行政サービス実施コスト計算書の様式</p> <p>I ~ IV (省略)</p>	<p>第<u>7_7</u> 行政サービス実施コスト計算書の様式</p> <p>I ~ IV (省略)</p>	<p>第<u>7_3</u> 国立大学法人等業務実施コスト計算書の様式</p> <p>I ~ IV (省略)</p>	<p>第<u>7_4</u> 国立大学法人等業務実施コスト計算書の様式</p> <p>I ~ IV (省略)</p>

※青字・・・改訂箇所（第1回会議後の変更箇所）

独立行政法人会計基準及び注解 (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解 (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
<p><u>(新設)</u></p> <p><u>IV</u> 引当外賞与見積額 <u>V</u> 引当外退職給付増加見積額 <u>VI</u> 機会費用 (以下省略)</p>	<p><u>V</u> <u>損益外除売却差額相当額</u> <u>VI</u> 引当外賞与見積額 <u>VII</u> 引当外退職給付増加見積額 <u>VIII</u> 機会費用 (以下省略)</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>V</u> 引当外賞与増加見積額 <u>VI</u> 引当外退職給付増加見積額 <u>VII</u> 機会費用 (以下省略)</p>	<p><u>V</u> <u>損益外除売却差額相当額</u> <u>VI</u> 引当外賞与増加見積額 <u>VII</u> 引当外退職給付増加見積額 <u>VIII</u> 機会費用 (以下省略)</p>
第11章 独立行政法人固有の会計処理 <u>(新設)</u>	<p>第11章 独立行政法人固有の会計処理 <u>第98 不要財産に係る国庫納付等に伴う資本金等の減少に係る会計処理</u></p> <p><u>1 独立行政法人が通則法第46条の2の規定により不要財産に係る国庫納付をした場合において、当該納付に係る不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、当該独立行政法人は、当該独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る不要財産に係る部分として主務大臣が定める金額により資本金を減少するものとする。(注73)</u></p> <p><u>2 独立行政法人が通則法第46条の3の規定により不要財産に係る民間等出資の払戻しをしたときは、当該独立行政法人は、当該独立行政法人の資本金のうち当該払戻しをした持分の額により資本金を減少するものとする。(注73)</u></p> <p><u>3 独立行政法人が通則法第46条の2の規定により不要財産に係る国庫納付をした場合において、当該納付に係る不要財産の取得時に資本剰余金が計上されているときは、当該独立行政法人は、当該独立行政法人の資本剰余金のうち当該納付に係る不要財産に係る部分の金額を資本剰余金をから減少するものとする。(注73)</u></p>	第11章 国立大学法人等固有の会計処理 <u>(新設)</u>	<p>第11章 国立大学法人等固有の会計処理 <u>第93 土地の譲渡に伴う資本金の減少に係る会計処理</u></p> <p><u>国立大学法人等は、準用通則法第48条第1項本文に規定する重要な財産のうち、国立大学法人法第7条第3項又は附則第9条第2項の規定により政府から出資された土地を譲渡したときは、当該譲渡した財産に係る部分として文部科学大臣が定める金額については、当該国立大学法人等に対する政府からの出資はなかったものとし、当該国立大学法人等は、その額により資本金を減少するものとする。</u></p>

独立行政法人会計基準及び注解 (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解 (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
	<p><u>&lt;注73&gt;不要財産に係る国庫納付等に係る注記について</u></p> <p>不要財産に係る国庫納付等を行った場合には、次に掲げる事項について注記するものとする。</p> <p>(1) 不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要</p> <p>(2) 不要財産となった理由</p> <p>(3) 国庫納付等の方法</p> <p>(4) 譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額</p> <p>(5) 国庫納付等に当たり譲渡収入より控除した費用の額</p> <p>(6) 国庫納付等の額</p> <p>(7) 国庫納付等が行われた年月日</p> <p>(8) 減資額</p>		<p><u>&lt;注65&gt;土地の譲渡に伴う資本金の減少に係る注記について</u></p> <p>「第93 土地の譲渡に伴う資本金の減少に係る会計処理」を行った場合には、次に掲げる事項について注記するものとする。</p> <p>(1) 譲渡した土地の帳簿価額及びその概要</p> <p>(2) 譲渡理由</p> <p>(3) 譲渡収入の額</p> <p>(4) 独立行政法人国立大学財務・経営センターへの納付額の算定に当たり譲渡収入より控除した費用の額</p> <p>(5) 独立行政法人国立大学財務・経営センターへの納付額</p> <p>(6) 独立行政法人国立大学財務・経営センターへの納付が行われた年月日</p> <p>(7) 減資額</p>
(新設)	<p><u>第99 不要財産に係る国庫納付等に伴う譲渡取引に係る会計処理</u></p> <p>1 独立行政法人が通則法第46条の2又は第46条の3の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引のうち、主務大臣が必要なものとして指定した譲渡取引については、当該譲渡取引により生じた譲渡差額を損益計算上の損益には計上せず、資本剰余金を減額又は増額するものとする。 (注74)(注75)</p> <p>2 主務大臣が指定した譲渡取引に係る不要財産の国庫納付等に要した費用のうち、主務大臣が国庫納付等額から控除を認めれる費用については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。(注75)</p>	(新設)	<p><u>第94 土地の譲渡取引に係る会計処理</u></p> <p>1 準用通則法第48条第1項本文に規定する重要な財産のうち、国立大学法人法第7条第3項又は附則第9条第2項の規定により政府から出資された土地に係る譲渡取引で、当該譲渡取引により生じた収入額から独立行政法人国立大学財務・経営センターへの納付額を差し引いた額を資本的支出に充てた場合には、当該譲渡取引により生じた譲渡差額を損益計算上の損益には計上せず、資本剰余金を減額又は増額するものとする。(注66)(注67)</p> <p>2 準用通則法第48条第1項本文に規定する重要な財産のうち、国立大学法人法第7条第3項又は附則第9条第2項の規</p>

独立行政法人会計基準及び注解 (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解 (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
	<p><u>&lt;注74&gt;譲渡収入額のうち帳簿価額を超える額の国庫納付等について</u></p> <p>主務大臣が指定した譲渡取引により生じた収入額のうち、当該財産の帳簿価額を超える額を国庫納付等するときは、資本剰余金を直接減額するものとする。</p> <p><u>&lt;注75&gt;行政サービス実施コストについて</u></p> <p>独立行政法人が通則法第46条の2又は第46条の3の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引のうち主務大臣が必要なものとして指定した譲渡取引により生じた譲渡差額及び主務大臣が指定した譲渡取引に係る不要財産の国庫納付等に要した費用のうち主務大臣が国庫納付等額から控除を認める費用については、行政サービス実施コストに属するものとし、行政サービス実施コスト計算書において、損益外除売却差額相当額の科目に表示しなければならない。</p>		<p>定により政府から出資された土地に係る譲渡取引で、当該譲渡取引により生じた収入額から独立行政法人国立大学財務・経営センターへの納付額を差し引いた額を資本的支出に充てた場合において、譲渡取引に要した費用（国立大学法人法第7条第4項の文部科学大臣が定める基準により、独立行政法人国立大学財務・経営センターが負担する費用を除く。以下同じ。）については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。（注67）</p> <p><u>&lt;注66&gt;譲渡収入額のうち帳簿価額を超える額の独立行政法人国立大学財務・経営センターへの納付について</u></p> <p>準用通則法第48条第1項本文に規定する重要な財産のうち、国立大学法人法第7条第3項又は附則第9条第2項の規定により政府から出資された土地に係る譲渡取引で、当該譲渡取引により生じた収入額から独立行政法人国立大学財務・経営センターへの納付額を差し引いた額を資本的支出に充てた場合において、当該土地の帳簿価額を超える額を独立行政法人国立大学財務・経営センターへ納付するときは、資本剰余金を直接減額するものとする。</p> <p><u>&lt;注67&gt;国立大学法人等業務実施コストについて</u></p> <p>国立大学法人等が、準用通則法第48条第1項本文に規定する重要な財産のうち、国立大学法人法第7条第3項又は附</p>

独立行政法人会計基準及び注解 (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解 (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
			<u>則第9条第2項の規定により政府から出資された土地の譲渡取引で、当該譲渡取引により生じた収入額から独立行政法人国立大学財務・経営センターへの納付額を差し引いた額を資本的支出に充てた場合には、譲渡取引により生じた譲渡差額及び譲渡取引に要した費用については、国立大学法人等業務実施コストに属するものとし、国立大学法人等業務実施コスト計算書において、損益外除売却差額相当額の科目に表示しなければならない。</u>

(注) 上記のほか、基準及び注解の新設により、それ以降の基準番号等が繰り下げとなっています。